

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 3 月 25 日

案件名:「チリ国小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト」

(公示日:2021 年 3 月 10 日/公告番号:20a00811)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P5 (1)評価対象業務従事者 2)評価対象とする業務従事者の 予定人月数	本年 3 月 3 日時点での調達予定案件情報においては、本案件の MM の配分案として、現地 12.66MM、国内 1.5MM が示されていました。3 月中旬からパラグアイにおける 1 日の新型コロナウイルス感染者数が急増していることから、今後本邦からの渡航が困難となる可能性も否定できず、貴機構の当初ご想定よりも、国内作業割合を増やす必要が生じるも考えられます。貴機構発文書(JICA(OU)第 12-04029 号)においては、現地業務を国内業務で代替する場合で、当該業務の業務効率が明らかに低下する場合においては、これを理由として、業務内容の変更を伴わない業務従事人月、すなわち報酬金額の増加が例外的に認められる、とされています。本案件においても、同様の考え方は適用されるでしょうか。	適用されます。
2	P.5 (6)見積書	本件は、契約期間が分かれているために期間毎と全体を、本見積・別見積それぞれ作成し、計 6 つの見積りを作成することに間違いはないでしょうか。	ご理解の通りです。

		か。	
3	P15 (5)活動	開発予定の位置情報コンポーネントの形式はシステム上で運用・管理することを想定しているかと思いますが、他の機材同様に見積計上は不要でしょうか。	見積もり計上は不要です。
4	P19 (7)第三国研修	2021年3月16日現在、チリ非居住外国人のチリ入国に際し、搭乗から72時間以内に受検したPCR検査陰性証明書の提示、COVID-19をカバーする健康保険の提示、および10日間の義務的隔離(義務的自宅待機開始から7日目以降におけるPCR検査結果が陰性であれば、その義務が解除される)等が要求されています。それを踏まえ、パラグアイからの研修参加者、および同行する現地傭人のPCR受検費用・保険費用および義務的待機期間中の日当・宿泊費も、別見積りに計上すべきでしょうか。	10日の第三国研修のために10日間の義務隔離期間が必要であれば、研修開催は非効率であると考えます。義務隔離期間中の日当宿泊費については、別見積りに計上せず、開催時期や方法については契約時に別途検討します。
5	P19 (7)第三国研修	新型コロナウイルス感染拡大等により、パラグアイからチリへ渡航した上での研修実施が困難もしくは著しく非効率と判断される場合、第三国研修の一部の実施方法の変更(遠隔での実施等)も想定されるでしょうか。	遠隔での実施も想定します。
6	P20 (7)第三国研修	「第三国研修に係る費用については、パラグアイ側参加者の航空チケットのクラスはエコノミーで計上し、日当・宿泊費については、日当:4,200円、宿泊費:12,900円を上限として別見積りとする。」とありますが、「航空チケットは本見積、日当・宿泊費は別見積り」か、「航空チケットおよび	「航空チケットおよび日当・宿泊費とも別見積り」でお願いします。

		日当・宿泊費とも別見積り」のどちらでしょうか。	
7	P20 (8) 第三国専門家	チリ側は署名済 R/D 付属の PDM(ver.0) 記載の活動のうち、第三国専門家が実施すべき業務範囲を理解し、コミットされているでしょうか。	チリ側は第三国専門家が実施すべき業務範囲を理解し、コミットしています。
8	P20 (8) 第三国専門家	2021 年 3 月 17 日現在、パラグアイ非在住外国人のパラグアイ入国に際し、入国前 72 時間以内に実施した新型コロナウイルスにかかる検査の陰性証明書の提示が求められ、現地滞在中は、厚生福祉省が命じる衛生対策(物理的距離の確保、マスクの着用、手洗い)を実施が要求されています。これを踏まえ、検査費用および現地で求められる衛生対策費は、チリ側負担によるか、日本側負担(従って見積計上)となるか、ご教示願えますでしょうか。	チリ国内での検査費用および衛生対策費はチリ側負担となります。
9	P20 (8) 第三国専門家	新型コロナウイルス感染拡大等により第三国専門家のパラグアイ渡航が困難な場合、一部業務に関しチリからの遠隔による実施は想定されるでしょうか。	遠隔での実施も想定します。
10	P20 (7) 第三国研修 (8) 第三国専門家	第三国研修実施および第三国専門家派遣業務の円滑な実施のため、パラグアイの現地傭人(業務調整)の研修同行に加え、チリ在住現地傭人の起用を提案することは可能でしょうか。	可能です。
11	P24 4) 業務実施報告書	4)の業務実施報告書内容は「第 2 フェーズの活動に対する提言」が含まれていることから、第 1 フェーズの内容と理解いたしますが、第 2 フェー	「⑥第 2 フェーズの活動に対する提言」は削除と訂正します。

		ズの報告書に含めるべき内容についてご教示願えますでしょうか。	
12	P26 6. 再委託	前述のとおり、パラグアイにおける最近の感染拡大状況から、当面の間の本邦からの渡航が困難となる可能性も否定できないと考えます。また現在、日本人業務従事者の渡航可能地域は、首都及びセントラル県、首都から 50KM 以内の地域に制限されています(2021 年 3 月 17 日現在)。係る状況下、再委託による現地コンサルタントの活用が望ましいと考える活動項目がある場合、費用を別見積りに計上した上で提案することは可能でしょうか。	パラグアイでの渡航可能地域は今後緩和される方向なので、現時点では指示書通りの再委託業務はなしでお願いします。
13	P26 3. 便宜供与	業務従事者が、貴機構の安全管理規定等を踏まえた上でプロジェクト対象地域を訪問する場合の移動手段に関して、便宜供与はあるでしょうか。「農業のための金融包摂に向けた組織強化プロジェクト」で貴機構から CAH に供与された車両は利用可能でしょうか。或いは別途車両と運転手を備上し、見積りに計上すべきでしょうか。	過去の案件が終了し時間も経過しておりますので、別途車両と運転手を備上し見積りに計上してください。
14	P26 5. 機材の調達	信用管理システム改善のための必要な機材、プログラム(ソフトウェア)等については、現段階での見積計上は不要である旨の記載があります。これに関し、チリ第三国専門家だけではソフトウェア開発等に対応できず、外部に委託する必要がある場合であっても、仕様の特定が業務開始後になることから、係る業務に関する現地再委託について、現段階では計上不要(業務開始後	問題ありません。案件開始後に相談できればと考えます。

		に貴機構と協議)との理解で問題ないでしょうか。	
15	P26 5. 機材の調達	対象地域の支部・CAC を含む CHA 役職員との遠隔での打合せ、研修やその他業務遂行に際し、「農業のための金融包摂に向けた組織強化プロジェクト」で貴機構から CAH に供与された資機材(多機能プリンター、スピーカ、スクリーン、プロジェクター等)は利用可能でしょうか。或いは業務実施に必要と考える資機材は別途見積に計上すべきでしょうか。	→過去の案件が終了し時間も経過しておりますので、必要と考える資機材は見積に計上してください。

以上